

岐阜県警察防火管理者規程

平成5年4月1日
岐阜県警察訓令第12号

改正 平6県警察訓令16号、平13県警察訓令14号、平15県警察訓令6号
平15県警察訓令7号、平16県警察訓令1号、平16県警察訓令2号
平16県警察訓令18号、平17県警察訓令8号、平17県警察訓令34号
平17県警察訓令39号、平18県警察訓令3号、平成19県警察訓令26号

岐阜県警察防火管理者規程を次のように定める。

岐阜県警察防火管理者規程

(総則)

第1条 この規程は、警察本部長の管理に属する建物について消防法(昭和23年法律第186号)第8条の規定に基づく防火管理者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務の総括)

第2条 防火管理に関する事務は、総務室長が総括する。

(防火管理者の指定等)

第3条 防火管理者は、別表左欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、右欄に掲げる職にある者(以下「指定者」という。)をもって充てる。

2 指定者が欠けた場合又は指定者が消防法施行令第3条に定める資格を有しない場合における防火管理者は、別に警察本部長が指定する。

3 防火管理者の指定を要しない防火対象物にあっては、当該防火対象物を管理する機関の長(以下「所属長」という。)が防火管理上必要な事項を定めるものとする。

(防火管理者の職務)

第4条 防火管理者は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成
- (2) 消火、通報及び避難の訓練の実施
- (3) 消防用設備等の点検及び整備
- (4) 火気の使用又は取扱いに関する監督並びに責任体制の確立
- (5) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- (6) その他防火管理上必要な業務

(届出)

第5条 消防法第8条第2項の届出は、所属長が行うものとする。

(報告)

第6条 所属長は、管理する防火対象物について、防火管理上瑕疵がある場合又は消防法に規定する届出に対して、防火対象物の設備及び構造に不備がある場合は、速やかに警察本部長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

防 火 対 象 物		防 火 管 理 者
名 称	所 在 地	
警 察 本 部 庁 舎	岐阜市藪田南二丁目1番1号	装備施設課長の職にあるもの
警 察 車 両 整 備 セ ン タ ー	岐阜市柳津町梅松三丁目109番地	警察車両整備センター所長の職にあるもの
警 察 航 空 隊 庁 舎	各務原市鷓沼中小屋裏422番地1	警察航空隊長の職にあるもの
藪 田 分 庁 舎 1	岐阜市藪田南五丁目14番地1	機動隊の副隊長の職にあるもの
鉄 道 警 察 隊 庁 舎	岐阜市橋本町二丁目50番地1	鉄道警察隊の副隊長の職にあるもの
運 転 免 許 課 庁 舎 自 動 車 運 転 免 許 試 験 場 岐 阜 運 転 者 講 習 セ ン タ ー 庁 舎	岐阜市三田洞東一丁目22番8号	運転免許課の次席の職にあるもの
西 濃 運 転 者 講 習 セ ン タ ー 庁 舎	大垣市綾野一丁目2700番地2	西濃運転者講習センターの課長補佐の職にあるもの
中 濃 運 転 者 講 習 セ ン タ ー 庁 舎	関市稲口423番地1	中濃運転者講習センターの課長補佐の職にあるもの
多 治 見 運 転 者 講 習 セ ン タ ー 庁 舎	多治見市美坂町四丁目7番地2	多治見運転者講習センターの課長補佐の職にあるもの
東 濃 運 転 者 講 習 セ ン タ ー 庁 舎	中津川市茄子川1127番地23	東濃運転者講習センターの課長補佐の職にあるもの
飛 騨 運 転 者 講 習 セ ン タ ー 庁 舎	高山市松之木町1257番地4	飛騨運転者講習センターの課長補佐の職にあるもの
藪 田 分 庁 舎 2	岐阜市藪田南五丁目14番地1	組織犯罪対策課法執行・暴排担当課長補佐の職にあるもの
機 動 隊 庁 舎	岐阜市藪田南五丁目14番地1	機動隊の副隊長の職にあるもの
警 察 学 校 庁 舎	関市希望ヶ丘町1番地	警察学校の副校長の職にあるもの
穂 積 分 庁 舎	瑞穂市牛牧395番地	交通機動隊の副隊長の職にあるもの
		教養課の術科指導室

警 察 武 道 館	岐阜市西河渡二丁目 1 6 番地 1	長の職にあるもの
-----------	--------------------	----------

岐 阜 中 警 察 署	岐阜市美江寺町二丁目 1 0 番地	
岐 阜 南 警 察 署	岐阜市茜部菱野一丁目 8 8 番地	
岐 阜 北 警 察 署	岐阜市上土居二丁目 2 番 1 5 号	
各 務 原 警 察 署	各務原市蘇原中央町二丁目 1 番地 3	
岐 阜 羽 島 警 察 署	岐阜市柳津町梅松三丁目 108 番地	
海 津 警 察 署	海津市海津町福岡 341 番地 2	
養 老 警 察 署	養老郡養老町石畑 1149 番地 1	
垂 井 警 察 署	不破郡垂井町宮代 2875 番地	
大 垣 警 察 署	大垣市江崎町 422 番地 1 0	
揖 斐 警 察 署	揖斐郡揖斐川町上南方 4 番地 5	
北 方 警 察 署	本巣郡北方町北方 3219 番地 27	
山 県 警 察 署	山県市高富 2383 番地 1	
郡 上 警 察 署	郡上市八幡町中坪三丁目 3 番地 1	各警察署の副署長 又は次長の職にあ るもの
関 警 察 署	関市下有知 1 0 6 番地 8	
加 茂 警 察 署	美濃加茂市古井町下古井 2610 番地	
可 児 警 察 署	可児市中恵土 2313 番地 2	
多 治 見 警 察 署	多治見市宝町六丁目 6 5 番地	
中 津 川 警 察 署	中津川市かやの木町 1 番 3 0 号	
恵 那 警 察 署	恵那市長島町正家 5 1 4 番地 2	
下 呂 警 察 署	下呂市萩原町萩原 1572 番地 1	
高 山 警 察 署	高山市花岡町二丁目 3 9 番地	
飛 驒 警 察 署	飛驒市古川町朝開町 1401 番地	
警察本部の管理に属するアパ ート		総務室装備施設課長 の職にあるもの
警察署の管理に属するアパ ート		当該警察署の副署長 又は次長の職にある もの
警察本部の管理に属する独身 寮		総務室装備施設課長 の職にあるもの
警察署の管理に属する独身寮		当該警察署の警務課 長の職にあるもの

附 則 (平成 6 年 1 0 月 2 4 日)
岐阜県警察訓令第 1 6 号
この訓令は、平成 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 3 年 4 月 1 日)
岐阜県警察訓令第 1 4 号
この訓令は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 5 年 3 月 3 1 日)
岐阜県警察訓令第 6 号
この訓令は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成15年4月15日)
岐阜県警察訓令第7号)

この訓令は、平成15年5月1日から施行する。

附 則 (平成16年1月19日)
岐阜県警察訓令第1号)

この訓令は、平成16年2月1日から施行する。

附 則 (平成16年2月5日)
岐阜県警察訓令第2号)

この訓令は、平成16年3月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月14日)
岐阜県警察訓令第18号)

この訓令は、平成16年10月25日から施行する。

附 則 (平成17年3月22日)
岐阜県警察訓令第8号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。ただし海津警察署の項は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (平成17年10月26日)
岐阜県警察訓令第34号)

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月15日)
岐阜県警察訓令第39号)

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月26日)
岐阜県警察訓令第3号)

この訓令中別表警察車両整備センターの項の改正規定は平成18年2月1日から、西濃運転者講習センター庁舎、中濃運転者講習センター庁舎、多治見運転者講習センター庁舎、東濃運転者講習センター庁舎及び飛騨運転者講習センター庁舎の項の改正規定は平成18年3月1日から、交通管制センター庁舎の項及び岩村警察署の項を削る改正規定は平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月8日)
岐阜県警察訓令第26号)

この訓令は、平成19年5月8日から施行する。